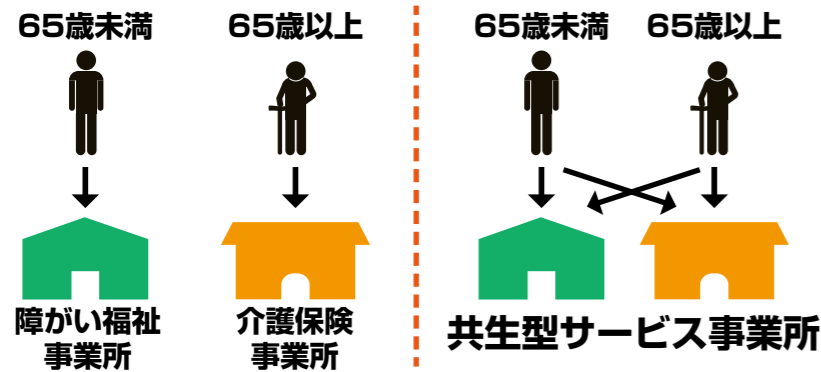


地域を支える Forum welfare Life News Letter フォーラム福祉通信



用し、必要な支援を行き渡らせることにつながる。

- ・障がいのある子どもと高齢の親が、同じ事業所に通うといった対応が可能になる。

共生型サービスは、ケアの多様化に伴う人材研修や環境整備などを不安視する声も多く、認知度もまだ低いため今後の普及が課題となっています。

特集

障がい福祉を取り巻く課題

就労、偏見、将来の不安——障がいのある方が地域で生活するにあたり、さまざまな問題に直面することがあります。本稿ではそれらのうち、3つの問題に焦点を当てて紹介していきます。

◆障がい者と高齢化

障がいのある我が子を介助しながら暮らす親にとって、自分が老いた後のことは切実な問題です。親が現役で元気なうちは身の回りの面倒を見ることができても、加齢とともに親自身も介護が必要になるなど、身体的・経済的に生活が困難になっ



ていきます。高齢の親が障がいのある子どもを介護する「老障介護」の家庭は、今後増えていくと見られます。

こうした家庭は、社会から孤立しがちで適切な支援につなげにくい、あるいはグループホームなどに入居したくとも施設が不足しているという実情があります。親が健在なうちの早い段階で、親亡き後を見据えた自立・相談支援を充実させることが重要です。

また、当事者の高齢化による課題もあります。障がい福祉サービスを利用している方は原則、65歳になると介護保険サービスにシフトすることになっています。ただ、介護保険への移行により金銭的負担が増え

たり、もともと受けられていたサービスが打ち切られたりするケースが後を絶ちません。結果、健康を維持するために必要なサービスが受けられなくなる可能性があり、当事者にとって死活問題になっています。

対策として厚生労働省は、介護保険への移行に伴い生じる自己負担などを軽減する仕組み（新高額障がい福祉サービス等給付費）を設けました。そのほか、一律に介護保険の適用を迫るのではなく個別事情を考慮すること、介護保険で対応しきれない支援については引き続き障がい福祉サービスも利用できることを自治体に通知しましたが、実際の対応は自治体により格差が生じているのが実情で

す。障がい福祉と高齢福祉の密な連携、そして柔軟で切れ目のない支援体制が望まれます。

その一環として平成30年に、「共生型サービス」制度が設けられました。これは、障がい福祉または介護保険のいずれかの指定基準を満たしていれば、もう一方の制度の指定も受けやすくなるというものです。つまり、介護保険と障がい福祉のサービスを同じ事業所で包括的に提供できるということです。これにより、次のようなことが期待されています。

- ・内容が共通しているサービスであれば、障がい者が65歳になっても引き続き馴れ親しんだ事業所を利用できる。
- ・限られた福祉人材を有効に活

◆触法障がい者の支援

触法障がい者とは、罪を犯した障がい者のことです。法の理解が不十分なために罪を犯した人もいれば、生活に困窮して犯罪に手を染めてしまった人もいます。

矯正統計年報によれば、新規受刑者のうち、知的障がいの疑いがあるとされるIQ69以下の受刑者は全体の2割を占めています。しかし、その大半が福祉的なサポートを受けてきていません。本来であればセーフティネットであるべきはずの福祉支援からこぼれ落ちてしまった結果、刑務所が最後の受け皿になってしまっている実態があります。

また、服役後も住む場所や支援者がなく、再び刑務所に戻るため万引きや無銭飲食などの犯罪を繰り返してしまう例は少なくありません。再犯を防止するには、適切な福祉支援につなぎ、安定した生活を送れるようにすることが不可欠です。

触法障がい者の社会復帰支援対策として、司法と福祉をつなぐ「地域生活定着支援センター」が全都道府県に設置され



ています。福祉的支援が必要な服役者に対し、保護観察などの関係機関と連携しながら、出所後に必要な福祉支援が利用できるよう橋渡しを行います。

一方で、触法障がい者の受け入れ体制の整備が課題となっています。福祉施設でも人的余裕のなさ、他の利用者の理解を得るのが難しいなどの事情から、受け入れられる場所が限られます。また、グループホームの建設を巡り地域住民の反対運動が起こるなど、障がい者に対する偏見も根深くあります。

◆障がい者と防災

地震や豪雨をはじめとする災害が発生した時、自力で避難す



ることが難しい障がい者や高齢者などが取り残されるという問題があります。NHKの調査によると、東日本大震災における障がい者の死亡率は、住民全体の死亡率の約2倍でした。障がいによって、「防災無線が聞こえない」「建物の倒壊など周囲の状況が把握できない」「避難所まで移動できない、あるいは（バリアフリーでないため）利用できない」といった困難があります。今後南海トラフ地震などの大規模災害がいつ起きてもおかしくない中、障がい者などの要配慮者を置き去りにしない防災対策が求められます。

東日本大震災の教訓として、自力での避難が難しい人をあらかじめ登録しておく「避難行動

要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられるようになりました。これは平常時の見守りや避難支援、安否確認などに活用されます。さらにその後、名簿に登録された要配慮者への避難支援を実効性の高いものにするために、より詳細な避難計画が記載された「個別避難計画」の作成が努力義務となりました。

とはいえ、災害発生時において行政による支援（公助）だけでは限界があります。日頃の備えなどで自分の身は自分で守るという「自助」はもちろん、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の意識が重要になってきます。普段の地域の交流が、いざという時に役立ちます。

社会の課題を解決していくにはまず、声を上げづらい人たちがどんなことに困っているのか、どんな支援が不足しているのか気づくことが大切です。私たち一人ひとりが、自分が住む地域に多様な人が暮らしているという意識を持ち、自分にできることを考えて行動すれば、誰もが住みやすい社会に近づいていくのではないのでしょうか。

